

東弁人第1号

平成19年4月5日

府中刑務所

所長 澤田 健一 殿

東京弁護士会

会長 下河邊 和彦

勸告書

当会は、申立人A氏からの人権侵害救済申立事件について、人権擁護委員会の調査結果に基づき、下記のとおり勸告いたします。

記

第1 勸告の趣旨

法務省に積極的に人的物的設備の充実を図るための予算措置を講ずることを求めるなどして、申立人等の貴所医療病舎に収容されている者に他の受刑者らと同じく慰問等を鑑賞することができるようにすること、また、医療病舎においてその管理・運営に支障のない範囲においてテレビ視聴できる施設を設置するよう勸告します。

第2 勸告の理由

1 当会の調査によりますと、平成16年2月25日貴所に入所した申立人に関し、次のような事実があったことが認められました。

(1) 申立人は、平成3年10月に直腸癌で直腸を取り除く手術を受け、それ以降人工肛門となり、病棟の独居房に収監され、袋づくりの作業を行っています。

(2) しかるに、申立人は、他の受刑者らが楽しむことの出来る慰問の演芸・歌を観聴きするのを一切禁止され、また映画やテレビの視聴も許さないという制限措置がとられています。

2 この点、貴所からは次のような回答を得ています。

貴所においては、2ヶ月に1回位、講堂へ1000人を2回に分けて一般工場で働いた拘禁者を入れ、生出演した芸能人らの演芸を楽しませている。但し、舎房区から講堂と拘禁者の移動は、職員が交替で休日出勤して担当する。また、この大量移動が完了するまでの間、職員が先着したあるいは後に離席する拘禁者は講堂で静かに待機するよう監視する。

申立人の演芸会等に出席を認めない差別は、このような実情において、休日出勤した職員の数に制約される。

3 貴所が限られた人員の中で被収容者の処遇のために努力されていることは理解できますが、その人員の不足が被収容者に対して不合理な差別を招来している場合にはこれを直ちに看過することはできません。

テレビ及び慰問の鑑賞は、被収容者の所内の生活を支える最低限の文化であると解されるところ、これを制限することはかかる最低限の文化の享受を制約することであり、かような制約を正当化するには合理的な理由がなければなりません。しかるにその制約の理由は、貴所の人員の不足という、ひとえに貴所の内部的な事情なのであって、その合理性を肯定することは到底できません。

申立人は独居房に拘禁されるのを受忍すべきであるとしても、他の拘禁者と同様の作業は行っており、また他者の介護なしに自己の能力で他の拘禁者と同様に生活出来るのであり、また拘禁状態におけるストレスを解消する必要性も、あるいは出所後の社会復帰準備の必要性も何ら他の一般拘禁者と異なるところはありません。

したがって、申立人についてのみテレビ及び慰問の鑑賞をさせないことは

不当な差別であり，人権侵害として是正されるべきです。

慰問鑑賞については職員を増員することによって，テレビ視聴については，医療病舎にもテレビを設置するよう施設を改良することによって，申立人に対する不当な差別を解消することが出来るのであり，貴所において積極的に問題解消に向けて法務省に働きかけるなどの対応をしていただくことが必要と考えられます。

- 4 したがって，申立人が，これらの差別による人権侵害の是正を求める本件申立には理由があると判断しました。よって，当会は，貴所に対し，テレビ・慰問鑑賞等の制限について，第1記載の通り勧告いたします。

以上

東弁人第1号

平成19年4月5日

法務省矯正局長

梶木 壽 殿

東京弁護士会

会長 下 河 邊 和 彦

勸 告 書

当会は、申立人A氏からの人権侵害救済申立事件について、人権擁護委員会の調査結果に基づき、府中刑務所に対し、別紙のとおり勸告致しましたが、本件について貴庁に対し、下記のとおり勸告いたします。

記

第1 勸告の趣旨

府中刑務所医療病舎に収容されている者が、他の受刑者らと同じくテレビを視聴し、かつ、慰問等を鑑賞することができるよう、必要な予算措置を講じ、人的物的設備を整えるよう、勸告いたします。

第2 勸告の理由

1 当会の調査によりますと、平成16年2月25日府中刑務所に入所した申立人に関し、次のような事実があったことが認められました。

(1) 申立人は、平成3年10月に直腸癌で直腸を取り除く手術を受け、それ以降人工肛門となり、府中刑務所において、病棟の独居房に収監され、袋づくりの作業を行っています。

(2) しかるに、申立人は、他の受刑者らが楽しむことの出来る慰問の演芸・

歌を観聴きするのを一切禁止され、また映画やテレビの視聴も許さないという制限措置がとられています。

- 2 この点について、府中刑務所からは以下の回答を得ています。

府中刑務所においては、2ヶ月に1回位、講堂へ1000人を2回に分けて一般工場で働いた拘禁者を入れ、生出演した芸能人らの演芸を楽しませている。但し、舎房区から講堂と拘禁者の移動は、職員が交替で休日出勤して担当する。また、この大量移動が完了するまでの間、職員が先着したあるいは後に離席する拘禁者は講堂で静かに待機するよう監視する。申立人の演芸会等に出席を認めない差別は、このような実情において、休日出勤した職員の数に制約される。

- 3 テレビ及び慰問の鑑賞は、被収容者の所内の生活を支える最低限の文化であると解されるところ、これを制限することはかかる最低限の文化の享受を制約することであり、かような制約を正当化するには合理的な理由がなければなりません。

しかるにその制約の理由は、府中刑務所からの回答によれば、ひとえに人的物的設備の限界であるとのことであり、その合理性を肯定することは到底できません。

申立人は独居房に拘禁されるのを受忍すべきであるとしても、他の拘禁者と同様の作業は行っており、また他者の介護なしに自己の能力で他の拘禁者と同様に生活出来るのであり、また拘禁されてのストレスを解消する必要性も、あるいは出所後の社会復帰準備の必要性も何ら他の一般拘禁者と異なるところはありません。

したがって、申立人に対し、テレビ及び慰問鑑賞を制限することは、不当な差別であり、人権侵害として是正されるべきです。

この点、貴局成人矯正課長の回答によれば、法務省には、府中刑務所医療病舎にテレビ視聴できる施設を設置するよう指導する予定はなく、また、申

立人が他の受刑者らと同じく慰問等を楽しめるよう指導する予定もないとのことですが、係る回答は、テレビ及び慰問の鑑賞の重要性を看過した、全く合理性のないものであるといわざるを得ません。

慰問鑑賞については職員を増員することによって、テレビ視聴については、医療病舎にもテレビの視聴が可能なように施設を改良することによって、十分に申立人に対する不当な差別を解消することが出来ると考えられます。

- 4 したがって、申立人が、これらの差別による人権侵害の是正を求める本件申立には理由があると判断しました。よって、当会は、貴庁に対し、府中刑務所による不当な差別を解消するために必要な物的人的配慮をなすべく、第1記載の通り勧告いたします。

以上